

富山一6

凡 例

	立 入 禁 止 区 域	色別・区域	期 間
1	鳥獣保護区・休猟区	(紫色)	通 年
2	レクリエーションの森、協定の森、共用林野等、親善等が立入禁止とする場所	(青色)	通 年
3	販売（土木、副産物、分枝等） 調製（食材・生薬、塗料、油・油・林道等） 採取（資源、樹木、草花、測定等） 害獣調査（観察調査、追跡）	(白・黒色)	R7.4.1 ～ R7.11.14
4	地自治体等が有害樹種等を実施するために 人員等の立入を禁止する区域	(赤色)	R7.4.1 ～ R7.11.14

※有害樹種、個体数調査等が立入禁止区域で調査等を行っている場合は、調査期間中は立入禁止とする。

